

公募型プロポーザルの実施（公告）

エンゲージメント向上対策業務委託の契約候補者を選定するため、公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和7年4月17日

長崎県知事 大石 賢吾

1 業務概要

- (1) 業務の名称 エンゲージメント向上対策業務委託
- (2) 業務の内容 仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和7年9月30日まで

2 プロポーザルに参加する者の資格要件

- (1) 期日までに公募型プロポーザル参加表明書（様式1）及び関係書類を提出し、参加資格審査を受けて、プロポーザル参加資格を得ること。
- (2) 当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部（発注者との協議で承諾を受けた部分を除く）を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

3 プロポーザルに参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- (3) 提出書類及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者。
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者。
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者。
- (6) この公告の日から見積の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者。
- (7) この公告の日から見積の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者。

4 関係資料の配布場所、期間及び方法

公告及びプロポーザル募集要領等の関係資料は、長崎県のホームページに令和7年5月15日（木）まで掲載する。

5 参加申込の方法等

プロポーザルに参加したい者は、公募型プロポーザル参加表明書（様式1）及び関係書類を次により提出すること。

- (1) 提出方法：持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。
- (2) 提出先：11に定める機関
- (3) 提出部数：1部
- (4) 提出期間：令和7年4月17日（木）から令和7年4月30日（水）までの間（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで。（郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。）

6 参加者の資格審査

参加申込者から提出のあった参加表明書及び関係書類を審査し、審査結果を令和7年5月8日（木）までに申請者へ文書にて通知する。

7 企画提案書の提出方法等

別添の募集要領により、企画提案書を次のとおり提出すること。

- (1) 提出方法：持参または郵送。併せて電子メール（PDF）でも送付すること。
- (2) 提出先：11に定める機関

(3) 提出部数：4部（正本1部、副本3部）

(4) 提出期間：令和7年5月9日（金）から令和7年5月15日（木）までの間（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで。（郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。）

8 企画提案書の審査

提出された企画提案書等について、エンゲージメント向上対策業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定する。

9 契約の締結

長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の規定により、最優秀提案者と本委託業務についての契約締結の交渉（見積執行）を行う。なお、当該提案者との契約が成立しない場合には、次点となった提案者と契約締結の交渉を行う。

10 契約保証金

長崎県財務規則第113条第8号の規定により免除する。

11 プロポーザルに関する事務を担当する機関の名称等

住所：〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

名称：長崎県 総務部 新行政推進室

電話：095-895-2155 FAX：095-895-2550

メール：s01310@pref.nagasaki.lg.jp

12 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位等は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (3) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び長崎県財務規則によるものとする。
- (4) 契約書の作成を要する。